

## 第7章 ワクチン

## 第7章 ワクチン

### 概 要

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市は医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について、準備をしておく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の発生時における接種に当たっては、事前の準備を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

## 準備期

### 国の取組

- ・ ワクチンの研究開発や、確保、供給、接種体制の構築に必要な準備を進める。
- ・ ワクチンに関する情報提供や DX、国際連携の取組を推進。

## 市の取組

### 国等との連携・協力

- 国等が行う研究開発に係る人材育成や人材活用に関し、市は必要に応じ連携・協力を行う。

### ワクチンの接種に必要な資材

- 平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

### 接種体制の構築

- 医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を検討する。なお、特措法では2つの予防接種(特定接種と住民接種)が規定されている。

### 特定接種について

- 特定接種については、国が対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定め、基準に該当する事業者を登録事業者として登録を行う。市は、国が行うこれらの登録業務の円滑な実施に向けて、必要な協力を行う。

### 特定接種の対象となる者

#### (1)登録対象者<sup>16</sup>

<sup>16</sup> 「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより、登録を受けているもののうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)  
例:感染症患者の治療等に直接従事する医療従事者、ワクチンや治療薬などの製造に携わる者、公共交通機関の運行に携わる者 例:電力・ガス・等の維持・管理者 など

## (2)公務員(国家・地方)のうち

- i 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者<sup>17</sup>
  - ii 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や危機管理に関する職務に従事する者<sup>18</sup>
  - iii 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者<sup>19</sup>
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員(市)については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

## 住民接種について

- 新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするために、緊急の必要があると認めるときに実施する。<sup>20</sup>
  - 平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。
- (ア) 市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- a 以下に列挙する事項等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、シミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた準備を行う。
- i 接種対象者数
  - ii 市の人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保及び運営方法の策定

<sup>17</sup> 例:保健所や保健環境研究所などの感染症対策に従事する行政機関職員 など

<sup>18</sup> 例:救急隊員、警察官、消防官 など

<sup>19</sup> 例:上下水道の管理・維持に従事する職員 など

<sup>20</sup> 特措法第27条の2第1項の規定、予防接種法第6条第3項の規定(臨時の予防接種(※))による予防接種として実施

- ✓ 接種に必要な資材等の確保
  - vi 国、県及び市間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、これらの者への接種体制を検討する。
- c 集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、医師会等の協力を得てその確保を図る。  
また、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
- d アレルギーを疑う症状を呈したことのある者等の予防接種要注意者が安全に接種を受けられるよう、医師会と協議の上、可能な限り多くの対応医療機関の確保に努める。
- (イ) 円滑な接種の実施のため、今後、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 速やかに接種できるよう、国の技術的な支援の下、医師会等の医療関係者等と協力し接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備する。

## ■ 情報提供・共有

- 定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

## ■ DXの推進

- 市の予防接種関係のシステムについて、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って整備を行う。また、予防接種事務のデジタル化に対応する準備を進める。

## 初動期

### 国の取組

- ・ 国内外の機関と連携し、病原体やゲノム配列データの情報を早期に入手し、研究開発を推進する。
- ・ ワクチンの生産や流通、接種に必要な体制について整備を行う。

### 市の取組

#### 接種体制

- 国からワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、管理や輸送の手法、必要な予算措置等の情報提供を受け、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- 予防接種を行うため、必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。
- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得てその確保を図る。

#### 特定接種

- 市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局、医師会等の関係団体と連携し接種体制を構築する。
- ④ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ⑤ 医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。
- ⑥ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックや、けいれん等の重篤な副反応がみられた際に、適切に対応できるよう、物品の準備や関係機関との調整を行う。
- ⑦ 接種会場で生じる廃棄物を適正に処理するため、接種会場決定後速やかに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を有する収集運搬業者、処分業者とそれぞれ処理契約を締結する。  
また、接種会場で生じた廃棄物は、収集運搬までの間、法令に定める基準により適正に分類・保管する。

### 職域接種について

- 新型コロナ対応の経験を踏まえ、事業者等による職域接種を推進する。平時から事業者への情報提供と体制整備を支援し、発生時にはワクチン供給情報の提供、医療従事者派遣支援等を行う。
- 商工会議所、業界団体等と連携し、中小企業を含む幅広い事業者の職域接種実施を支援し、企業規模によらない公平な接種機会を確保する。
- 接種の有無による差別や不利益取扱いの防止、個人情報の適正管理を徹底する。

## 対応期

### 国の取組

- ・ 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、確保したワクチンの接種を迅速に進める。
- ・ 予防接種やワクチンの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種に関連するリスクコミュニケーションを行う。

### 市の取組

#### ワクチンや必要な資材の供給

- ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県に依頼し、関係者に対する聴取や調査等を行って、県内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で地域間の融通等を行う。

#### 接種体制

#### 特定接種

- ・ 国が特定接種の実施とその実施方法を決定した場合、国等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 住民接種

- ・ 準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ・ 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国や県に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

- ・ 感染状況を踏まえ、必要に応じて接種会場の増設等を検討する。
- ・ 地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### ■ 情報提供・共有

- 予防接種に係る情報(接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等)について、積極的にリスクコミュニケーションを行う。

### ■ 予防接種健康被害救済制度

- 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

